

# 令和3年度第3四半期の 原子力規制検査の実施状況

令和4年3月29日

原子力規制庁

検査監督総括課

## 1. 全体概要

- 日常検査（規制事務所の検査官が主に実施）、チーム検査（本庁の検査官が主に実施）ともに、計画どおりに実施した。
- 検査指摘事項は12件確認された。内訳は以下の通り。

	実用炉	核燃料施設等	合計
原子力施設安全及び放射線安全関係	11	0	11
核物質防護関係	1	0	1
合計	12	0	12

※全て「緑」の判定。

## 2. 検査指摘事項

(原子力施設安全及び放射線安全関係) (1/3)

	件名	概要	重要度 深刻度
1	柏崎刈羽原子力発電所6号機 不適切な未然防止処置による 中央制御室換気空調系外気取 入れダンパ(A)の弁体の 誤った組込み	6号機において、中央制御室外気取入れダンパ(A)の弁体が誤った角度で組み込まれていたため、全開操作したところ、中間開度で動作停止した。 この誤った角度での弁体の組込みは、過去に運転経験情報として入力されていたにもかかわらず、適切に反映されていなかった。	緑 SL IV
2	柏崎刈羽原子力発電所7号機 蓄電池室(区分IV)内におけ る火災感知器の不適切な箇所 への設置	定期事業者検査中の柏崎刈羽原子力発電所7号機において、蓄電池室(区分IV)内の天井に据え付けられている火災感知器4台(熱感知器及び煙感知器各2台)のうち、煙感知器1台が換気口の空気吹き出し口から水平距離で1.5m以上離隔されていないことを検査官が確認した。 その後、事業者が火災感知器の総点検を実施した結果、移設が必要な火災感知器が多数確認された。	緑 SL IV
3	美浜発電所3号機 格納容器貫通部エリアにおけ る煙感知器の不適切な箇所へ の設置	運転中の美浜発電所3号機において、格納容器貫通部エリアにおいて、ケーブルトレイが耐火シートで天井まで覆われ、はりが設けられているような状態となっており、そこから0.6m以上必要なところ、約0.2mの位置に煙感知器が設置されていることを検査官が確認した。	緑 SL IV
4	美浜発電所3号機 1時間耐火能力が要求される 電動補助給水ポンプにおける ケーブルの系統分離不備	定期事業者検査中の美浜発電所3号機において、A系電動補助給水ポンプの動力ケーブルを収納している電線管とケーブルトレイの間は1時間耐火パテが施されていたが、一部、十数センチにわたって耐火パテがなく内部の難燃シートが露出しており、系統分離が適切になされていない状態であることを検査官が確認した。	緑 SL IV

# 令和3年度第3四半期の実績（3 / 4）

## （原子力施設安全及び放射線安全関係）（2 / 3）

	件名	概要	重要度 深刻度
5	高浜発電所1号機 スプリンクラー消火設備作動用の火災感知器の不適切な管理	検査官が、1号機中間建屋地上3階にある高感度主蒸気管モニタ検出器温度制御盤を消火対象としたスプリンクラー消火設備作動用の熱感知器及び煙感知器が、ビニール袋で覆われた状態であることを確認した。	緑 SL IV
6	高浜発電所4号機 B中央制御室外原子炉停止盤室の3時間耐火壁の電線管貫通部シールの未施工	検査官が、4号機B中央制御室外原子炉停止盤室入口扉の電線管貫通部について、耐火シールが施工されていないことを確認した。	緑 SL IV
7	大飯発電所3号機 保全の実施不備によるA一循環水管ベント弁付近からの海水漏えい（法令報告事象）	運転中の大飯発電所3号機において、雨水による腐食でA一循環水管ベント弁と循環水管の接続配管が貫通し、海水漏えいが発生した。 このため事業者は、A一循環水ポンプを停止し、復水器の真空度を安定させるため、原子炉出力を約70%まで低下させた。	緑 SL IV
8	玄海原子力発電所3号機 鉛遮蔽板の設置に伴う1次冷却材モニタの指示値低下	運転中の玄海原子力発電所3号機において、検査官が中央制御室の1次冷却材モニタのチャートを確認したところ、通常運転時よりも値が低下していた。これは、当該モニタの設置場所において、ケーブルトレイサポート工事のために鉛遮蔽板を設置していたことが原因と判明。当該工事に伴う他設備への影響について十分検討がされていなかった。	緑 SL IV
9	川内原子力発電所1号機 A安全補機開閉器室及び制御棒駆動装置電源室における火災感知器の不適切な箇所への設置	事業者による火災感知器の設置状況の調査において、壁からの距離や換気口の空気吹出し口からの距離に関する消防法の設置条件を満足していない不適切な箇所への火災感知器の設置が確認された。	緑 SL IV

# 令和3年度第3四半期の実績(4/4)

## (原子力施設安全及び放射線安全関係) (3/3)

	件名	概要	重要度 深刻度
10	川内原子力発電所1号機 施錠管理対象弁に対する不適切な施錠管理による誤操作防止の不徹底	検査官が、施錠管理対象とされている弁について、施錠されていないもの及び施錠方法が不適切であり誤操作防止が図られていないもの又はそのおそれのあるものを複数確認した。	緑 SL IV
11	東海発電所 換気系排気ダクトからの全粒子状物質試料採取が適切に実施できているか不確実な事案	廃止措置中の東海発電所において、使用済燃料冷却池建屋内の燃料スプリッタ貯蔵庫(H-1, H-2)換気系排気ダクト等の全粒子状物質試料を採取するノズルの形状及び採取位置について、全粒子状物質試料が均一に混合される状態が確実でないことを検査官が確認した。	緑 SL IV

## (核物質防護関係)

	件名	概要	重要度 深刻度
1	東北電力株式会社女川原子力発電所における核物質防護事案(立入承認)	取り違えた他人のIDカードを気付かないまま誤って使用し、周辺防護区域へ入域していたもの。※	緑 SL IV

※ 是正措置済み。

## 1. 検査継続案件（令和3年度第3四半期報告時）

- ①泊発電所1号機 B-ディーゼル発電機定期試験における起動失敗
- ②浜岡原子力発電所5号機 非常用ディーゼル発電機（A）24時間連続運転時の排気管伸縮継手破損（令和3年度第1四半期から継続中）
- ③美浜発電所3号機 A-非常用ディーゼル発電機定期試験中における自動停止
- ④美浜発電所3号機 電動補助給水ポンプエリアにおける補助給水機能に係る電線管等の系統分離の不備
- ⑤敦賀発電所2号機 ボーリング柱状図データ書換えの原因調査分析（令和2年度第3四半期から継続中）
- ⑥三菱原子燃料株式会社分析装置に対する使用前事業者検査の不備

## 2. 追加検査

- ①柏崎刈羽原子力発電所 IDカード不正使用事案と核物質防護設備の機能の一部喪失事案に対する追加検査

## 3. 深刻度評価のみ行った案件（SL IV（通知なし））

- ①女川原子力発電所2号機 制御建屋において不適切な作業計画により作業員が硫化水素によって被災した事象